

第14回「第7次出入国管理政策懇談会」 議事録

開催日時：平成31年2月27日（水）

午前10時00分から正午まで

於：法務省1階集団処遇室

〔出席委員〕

田中座長，安富座長代理，青山委員，明石委員，市川委員，井上委員，岡部委員，
奥脇委員，佐原委員，滝澤委員，村上委員

〔入国管理局側出席者〕

佐々木入国管理局長，石岡官房審議官，佐藤総務課長，岡本審判課長，宮尾警備課長，福
原企画室長兼出入国管理情報官，根岸参事官，田中官房付，片山国際室長兼危機管理室長，
磯部難民認定室長，菅野在留管理業務室長，曾我審査指導官

1 開 会

○田中座長 それでは、時間になりましたので、これより第7次出入国管理政策懇談会第
14回会合を開催いたします。

本日も御多忙のところ、懇談会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会合でありますけれども、この議事次第にありますように、当局から「入管法
等改正法の施行に向けた準備状況について」を報告させていただいた後、質疑応答を行
い、その後の議題として「出入国在留管理基本計画について」を当局から説明いただい
て、これを委員の皆様方から御意見等いただきたいと思っております。

なお、本日は電車遅延が起こっておりまして、安富座長代理と明石委員がおくれてい
らっしゃると伺っておりますが、この両委員に対しては、誠に恐縮ですけれども会合を
始めさせていただきたいと思っております。

本日の会合の資料は、皆様のお手元にあります資料を御覧いただければと思っております。

この配付資料の中には、まだ公になっていないものも含まれておりまして、特に右上
に取扱注意と記載されている資料については、基本的に非公表としておりますので、内
容が公になったものについては法務省のホームページに掲載したいと思っております。

それから、これらの資料に関する本日の議事に関する議事録についても、一部を非公
表としたり、公表時期を調整したいと思っております。この点御了解いただけますでし
ょうか。よろしいでしょうか。基本的には時期をずらして適切な時期には議事録も公開
するということですので、その点御了解いただければと思っております。

なお、この資料はお持ち帰りいただいても差し支えないということではありますが、取
り扱いには十分御注意いただきたいと思っております。

では、そのような方向で進めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

それでは、それぞれの議題について当局から説明をいただき、その後、委員から御意
見を伺いたいと思っております。

議題に入る前に、前回の懇談会以降、入国管理局において幹部職員の異動がございましたので、事務局から紹介していただきます。

○事務局 前回の政策懇談会后、入国管理局におきまして異動がございましたので、御紹介させていただきます。

まず、肩書の変更となりますけれども、前官房審議官の佐々木入国管理局長でございます。

○佐々木入国管理局長 佐々木でございます。1月18日に前和田局長を引き継ぎました。引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局 続きまして、肩書の変更でございますけれども、前警備指導官の宮尾警備課長でございますが、冒頭、業務の都合により今不在としておりますので、後ほどいらっしゃるといふこととお伺いしております。

そして、企画室長を兼務することになりました福原企画室長兼出入国管理情報官でございます。

○福原企画室長兼出入国管理情報官 福原でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、着任者ですが、石岡官房審議官でございます。

○石岡官房審議官 1月18日付で佐々木の後任の官房審議官になりました石岡でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 事務局からは以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

2 入管法等改正法の施行に向けた準備状況について（報告）

○田中座長 それでは、一つ目の議題のところにあります「入管法等改正法の施行に向けた準備状況について」に移りたいと思います。

各報告事項を所掌する課室長から報告していただくということになっておりまして、まず、4月の施行に向けたスケジュールについて、福原企画室長兼出入国管理情報官から説明をお願いします。

○福原企画室長兼出入国管理情報官 それでは、説明をさせていただきます。

お手元に「入管法等改正法の施行に向けた準備状況について」と記載のあります横長の資料がございますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

まず、新たな外国人材受入れ制度の運用開始に向けたスケジュールでございますけれども、特定技能外国人の受入れにつきましては、改正入管法の規定に基づいて、基準でございますとか手続等について定めた政省令案に関するパブリックコメント手続が1月26日に終了しているところでございます。

現在、公布に向けた作業を行っているところでございますが、公布時期は3月中旬頃を予定しているところでございます。その前の3月1日の時点から申請書のサンプルを地方局などの窓口で配布をいたしまして、手続に関する相談の受付を始める予定でございます。

参考としまして、お手元に3月1日以降配布する申請書のサンプル案をお配りさせていただいておりますので、そちらも御参考にしていただければと思います。

次に、制度の周知・広報についてでございます。

制度の周知・広報につきましては、2月6日から全国47都道府県において地方説明会を実施しております。この説明会には、地方公共団体のほか、受入れ機関や登録支援機関となることを希望する関係者の方々にも参加をいただいております。

お手元に横長の資料で「新たな外国人材の受入れについて」という資料がございますけれども、説明会ではこの資料で具体的な入国の手続、あるいは在留資格変更の手続の流れでありますとか、技能実習職種と特定技能の分野との関係、あるいは相談窓口等について説明をさせていただいております。

そのほか、右の囲みがございますとおり、説明会への職員の派遣でありますとか相談体制の構築、説明資料の配布やホームページの掲載等を行っているところでございます。

次に、受入れ環境整備に関する地方公共団体との連携についてでございます。

新設される出入国在留管理庁は、外国人の受入れ環境整備に関する総合調整に関する業務を担うこととなっております。その円滑な遂行のためには、地方公共団体との連携が不可欠であると考えております。そのために、協力関係の構築に向けて準備を進めることとしているところでございます。

また、4月には、全国8つの地方出入国在留管理局及び3つの支局に外国人の受入れ環境調整担当官13名を配置いたしまして、地方公共団体等との関係機関からの意見聴取でありますとか相談窓口の運営に関する協力、地方公共団体の取組の参考となる好事例の共有などについて支援を行うことを予定しております。

入国管理局では、これらの準備を着実に進めまして、新制度の導入に万全を期することとしております。

私からの説明は以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、続いて相談窓口の一元化推進に係る交付金創設について、菅野在留管理業務室長から説明をお願いします。

○菅野在留管理業務室長 在留管理業務室の菅野でございます。よろしくお願ひいたします。

私からは、総合的対応策に盛り込まれました外国人の一元的相談窓口について御説明申し上げます。

お配りしております「外国人受入環境整備交付金の概要（案）」というポンチ絵横表1枚がございますので、そちらをお手元に御用意ください。

これは、昨年12月25日に外国人の受入れ・共生のための総合的対応策が「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」で了承されまして、その中の施策の7番に盛り込まれたものでございます。外国人が生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるように、都道府県、政令指定都市、指定都市と書いていますが、これは政令指定都市でございます。指定都市及び外国人が集住する市町村に対して、約100か所に対し、法務省が財政的に支援を行っていくというものでございます。

これにつきまして、中身の概要は、概要と書いてある真ん中のところを御覧ください。整備費としまして、新たな一元的相談窓口体制のため新たに構築する場合、または既存の窓口を拡充する場合に必要な経費について支援するということ。あと、それから運営

費につきましては、この窓口体制の維持運営に関して必要な経費を支援するというものでございまして、この整備費につきましては平成30年度補正予算10億円を充てることとしており、運営費につきましては平成31年度予算10億円を充てさせていただくこととしています。

交付額につきましては、1か所につき限度額1,000万として、必要額の全額整備費について支援させていただき、運営費につきましては限度額を1,000万円として必要経費の2分の1支援させていただくこととしています。

窓口のイメージとしましては、都道府県、指定都市、集住市町村が直接運営する場合でも構いませんし、これを一元的相談窓口として民間事業に委託する場合も構わないということにしております。その窓口に対しまして、在留外国人が直接または在留外国人を受け入れている企業等が相談をすることも可能でございます。そこで相談に応じ、または必要に応じて適切な窓口に振っていただくというものでございます。

法務省としましては、この財政的支援のみならず、先ほど福原企画室長から説明がありました受入れ環境調整担当官が地方局に配置されますので、この者がこの相談員に対する研修を行ったり、または直接相談に応じるなどして支援をする予定でございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、報告事項の最後ということで、新年度の体制について、佐藤総務課長から説明をお願いします。

○佐藤総務課長 入国管理局総務課長、佐藤でございます。

私からは、出入国在留管理庁の組織体制について御説明させていただきます。

お手元に「出入国在留管理庁の組織体制」とある1枚の横置き紙があるかと思しますので、御参照いただければと思います。

まず初めに、今回の組織体制の変更の背景や理由について申し上げます。

近年、訪日外国人の増加は著しいわけですが、一方で、国際テロ情勢といった状況もございまして、今後はより一層円滑な入国審査と厳格な出入国管理を高度な次元で両立させていくという必要があります。

また、我が国に中長期に在留する外国人が増加を続ける中にありまして、新たな在留資格の創設に伴い、外国人材の在留管理のみならず、受入れ機関による支援状況等の把握、あるいは多岐にわたる関係行政機関との連携等、従来とは質的に異なった新たな業務が発生するということになりました。

平成30年7月24日付の閣議決定で、外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針についてというものが決まったわけですが、外国人が円滑に生活できる社会の実現に向けて、法務省においても外国人の受入れ環境整備に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこととされました。

法務省による司令塔機能のもと、関係府省が連携を強化し、地方公共団体とも協力しつつ、外国人の受入れ環境の整備を効果的・効率的に進めることとされたところであります。

こうした昨今の社会情勢を踏まえまして、出入国管理及び在留管理を強化するとともに、新たな在留資格の創設に伴う業務、あるいは外国人の受入れ環境整備といった業務

を円滑かつ効率的に実施するため、これらの業務を一体的に担う組織の設立が必要不可欠であるということから、これまでは法務省の内部部局でありました入国管理局を法務省の外局として出入国在留管理庁を新設することとしたというものであります。

このため、新たな在留資格の創設に伴う入管法の一部改正法とともに、出入国在留管理庁新設のための法務省設置法の一部を改正する法律も束ねて先の臨時国会に提出いたしまして、昨年12月8日に可決成立し、本年4月1日の施行を予定しております。

出入国在留管理庁の機構について簡単に御説明します。

お手元の資料でございますとおり、外局として本庁がございます。発足するこの庁であります。長官1名、次長1名、審議官2名、それから部長2名、課長相当職9名という体制になっています。このうち部長2名につきましては、出入国管理部と在留管理支援部でございます。この部のそれぞれの長ということになります。

出入国管理部には、こちらの表にありますとおり、入国管理課、審判課、警備課の3課、在留管理支援部のほうには、在留管理課、在留支援課、情報分析官の3課が置かれることとなっております。

また、部に属しないものとして、総務課、政策課、参事官がございます。

他方、地方機関につきましては、これまでと同様に入国者収容所が2庁、地方入国管理局を改組した地方出入国在留管理局が8庁となっております。

また、新たな外国人材の受入れに伴いまして、東京、名古屋、大阪、広島、福岡の5局に首席審査官各1名を増配置、それから、新たな外国人材の受入れ環境整備を目的として、全国8つの地方出入国在留管理局及び横浜、神戸、那覇の3つの支局に計13人の受入れ環境調整担当官を配置することを予定しております。

所掌につきまして簡単に申し上げますと、新たに設置する本庁のほうの政策課につきましては、出入国在留管理庁の所掌事務に関する基本的かつ総合的な政策の企画及び立案を行うということ、あるいは特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の策定、あるいは特定技能の新たな分野に係る分野別運用方針の策定、外国人の受入れ環境整備に関する企画立案、総合調整を所掌する部署となっております。

また、現在入国在留課があるわけですが、こちらについては入国管理課と在留管理課に分けておりまして、このうち入国管理課につきましては、主に外国人の上陸の許可、日本人の出国及び帰国並びに外国人の出国確認に関すること、在留管理課につきましては、主に外国人の在留の許可や中長期在留する外国人の管理及び登録支援機関の登録に関することなどを所掌することとしています。

また、在留管理支援部に設置する在留支援課でございますが、こちらは外国人の在留の支援に関する事務を所掌することとしておりまして、地方公共団体が行う相談業務等の支援、府省横断的な支援施策の実施などに取り組むこととしております。

具体的には、地方公共団体が行う相談業務等の支援といたしまして、先ほど説明がありました多文化共生総合相談ワンストップセンターの整備を支援する外国人受入環境整備交付金に関する業務、あるいは地方公共団体職員等に対する相談業務に関する研修の実施などの業務を行うことなどを予定しております。

それから、情報分析官であります。こちらは、出入国在留管理庁の所掌事務に係る情報の収集、整理及び分析並びに統計を所掌することとしております。

次に、下の箱でございますが、出入国在留管理庁の定員について説明させていただきます。

出入国在留管理庁の定員は、平成31年度には5,432人となる予定であります。前年度から546人の増となっております。

定員の内訳であります。出入国在留管理庁本庁が211人、地方出入国在留管理官署が5,221人となっております。

また、増員の内訳ですが、本庁では71人、地方出入国在留管理官署においては、新たな外国人材の受入れに関して249人、それから出入国審査業務の充実強化等に充てる人員として275人となっております。

簡単でございますが、新年の体制は以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

以上、御報告いただいたわけでありませけれども、このスケジュールとか交付金、それから組織体制でありますけれども、この点について御質問あるいは御意見等あれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

井上委員。

○井上委員 ありがとうございます。

新制度の導入、開始に当たって、今まさに万全の体制で準備を進められているところだと思います。我々経済界といたしましても、この新制度の開始に当たりまして、まずは新しい制度の正しい理解と周知が重要だと思っておりますので、経団連でも制度や共生に関する周知のための活動を実施したいと思っておりますので、御協力のほどお願いいたします。それが第1点です。

第2点といたしまして、4月に設立する出入国在留管理庁が担う総合調整機能が非常に重要になってくると思います。中央の府省庁との連携だけではなく、地方自治体との連携、それに加え、実際に外国人材を受け入れる産業界とも密に連絡、連携を図っていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

これは、事務サイドで何か反応はありますか。

○福原企画室長兼出入国管理情報官 ありがとうございます。

後ほど説明をさせていただきますが、今回の新しい体制が構築されることを踏まえまして、この基本計画の中でも特に人材育成のための交流については記載をさせていただきます。これは地方公共団体だけではなくて、民間部門とも活発に交流をさせていただくということについて盛り込む予定としてございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

ほかには、それでは佐原委員。

○佐原委員 初めての出席になって誠に申しわけありません。しかも、その初めての日に、自分の町で、外国人受入れに関してトラブルが発生しておりまして、労働基準監督署に過重労働を訴えたミャンマー人が出たということで、昨晚から少しどたばたしておりました。

私たちのところは愛知県豊橋市なのですけれども、工業が盛んで、あわせて、実は日

本で屈指の農業地帯でもあります。農業の世界としては、私たちの町も比較的外国人が入ってきたのが遅かったことと、人数についても少なかったのですが、この農業の事業者で今回トラブルが発生しているということです。

最初の準備状況の中でいいますと、そういう中では、やはり農業は個人事業者であったり、今は組合形式であったり法人形式であったり様々な形態があるのですが、私たちのところでは個人事業主でも年商1億を超える農業をやっている個人事業主がたくさんいます。そういうところは、多分これから外国人材が入ってくることになりませんが、そういう人たちの末端まで取組の準備や状況をお伝えして、それで間に合わせるといことは、多分かなり困難を極める。先ほど経団連の方たちのようなまとまった組織、これも多分もう一方で私たちの地域は中小企業が多いので商工会議所というのを混ぜていただかないと、きっと業界団体だけではなかなか話が届かない。実は今回のトラブルは、そういう既存の組織のJAのグループに入っていないアウトサイダーの農業者だったのです。そういう個人の末端のところはどうやって届かせるかということに少しお力添えいただけたらうれしいと思います。

それからもう1点、交付金のことですけれども、実は私たちの町もちろん準備を今やっているのですが、いろいろ議論していく中で、どんなやり方が一番いいのかなというもののひな形みたいなものをお示しいただけると、私たちもどのようなものを準備して、どのような人材を、どの程度配置してというところの、つまるところ、モデルケースみたいなものを示していただけると、私たちも、それに自分たちの町の特性を合わせて考えて、漏れなくできると考えます。もちろん、今もやっているのですが、その部分は、今回は対象から外されるとか、いろいろ何か細かい注文が実はこの裏には付いているのですけれども、そういったことも踏まえて、それだったらいっそのこと全体をもう一回見直してみようとか、いろいろな形が考えられると思いますので、その辺の御指導をいただけるようお願いしたいと思います。

○田中座長 この点についてはどうですか。

○菅野在留管理業務室長 窓口設置の関係ではお世話になります。ありがとうございます。

先ほど御指摘ありましたとおり、モデルケースを示すということについては、私どものほうも今回受入れ環境調整担当官を置く関係もございまして、なるべく横展開ができるように、いいモデル事業等を紹介し、そして充実した窓口運営を行っていただけるように支援してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○田中座長 それでは、続いて村上委員。

○村上委員 ありがとうございます。

経団連の井上委員と佐原委員の御指摘に重なる部分があるのですが、実際に雇用される雇用主の皆さん、事業主の皆さんに正確に理解をしていただくということが大変重要だと思っております。先ほど佐原委員がおっしゃった、大葉の事例で申し上げますと、技能実習生の作業内容が大葉10枚を1組にして束ねてパック詰めをするということだけであったということで、技能実習計画がどういうものかを熟知されていればこういうことにはならなかったのだらうと思います。技能実習制度の周知については、上から下におろすというだけではなく、地域の中でも共有できるような仕組みというのが重要だと思っております。

その観点から、今回新たに特定技能で受け入れていくということに関しまして、技能実習であれば技能実習機構の地方事務所単位で地域協議会がございまして、特定技能は業所管庁が組織する協議会がございましてけれども、もう少し広く、地域で在留資格など関係なく日本で働く外国人の方々の問題についてオープンに議論、情報交換できるような場が必要ではないかと考えております。

総合的対応策においては、国民の声を聞く会議であるとか、出入国管理行政懇談会で広く意見を聞くと書かれておりますけれども、中央レベルにおいて、もう少し広く参加できるような場というものも必要ではないかと思っております。

もう一つ、地域レベルで申し上げますと、今回御紹介いただきました外国人受入環境整備交付金について、これは大変結構なことだと思いますが、交付要綱を拝見しますと、地域における外国人の受入環境整備を促進し、多文化共生社会の実現に資することを目的とするということございまして、そういった目的に照らせば、今年度は窓口の設置とか拡充の整備に関しての交付金でありますけれども、それにとどまらずに、より広く活用できるようにしていくことが必要ではないかと思っております。

そのためには、地域の関係行政機関であるとか、あるいは外国人労働者の支援団体とか弁護士会の皆さん、また労使団体など様々なステークホルダーによる有機的なネットワークをつくれるようなものにしていくことが必要ではないかと思っております。そういったことも、モデルケース、ひな形というのも先ほど御指摘ありましたけれども、幾つか事例を示す中で、交付金、窓口を設置した後に、会議体も付けるような形で示していただくと、地方自治体においてもいろいろな参加者が参加できて、意見など申し上げることができるのではないかと考えておりますので、そのような工夫をお願いしたいと思っております。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

今の御意見についてはどうですか。

○福原企画室長兼出入国管理情報官 ありがとうございます。

先ほどのお話の中にありました国民の声をなるべく広く聞いていくということでございますけれども、入国管理局では、現在も地方入国管理局で意見聴取会などを行わせていただいているところでございまして、今後もそうしたものを使いまして、中央だけではなくて、地方でもきちんと意見を聞いていきたいと考えているところでございます。

また、交付金の関係でございましてけれども、後で在留管理業務室長から詳しい説明があると思いますが、好事例の横展開というのは、今回の受入環境整備の担当官の重要な仕事だと考えておりますので、交付金で窓口ができて、その後、そこを中心にいろんなステークホルダーの方のネットワークができるようなことがあれば、そういった好事例を横展開していきたいと考えております。

○田中座長 補足ございますか。

○菅野在留管理業務室長 先ほど情報官が御説明申し上げたとおりでございますけれども、今回、窓口の整備を支援させていただくという立場でございまして、その窓口が拡充・充実することによって、そこが地域の核となって、多文化の共生であったり、また日本語の学習の場であったり、そういったものに活用が広がっていくような支援をしていき

たいと考えているところです。

それは総合的対応策の施策番号7にも書かれております。

あと、それから、施策番号18のところにもございますとおり、国が各都道府県において共生社会の実現に向けた会議を設置することを促進することを通じて、地域における多文化共生を推進するというのがございまして、これは、総務省と法務省で協力して行っていくこととしておりますので、ここの中で、先ほど先生がおっしゃられた様々な関係者の方にも入っていただく会議の設置を促進していきたいと考えているところです。以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

その他ございますか。

青山委員。

○青山委員 ありがとうございます。

商工会議所は全国に515ありますが、私ども日本商工会議所のほうには、具体的な説明を早く行ってほしいという要望が非常に多く寄せられております。先ほどの準備状況の御説明では、3月中旬に政省令が公布される予定で、詳細は、公布以降とのことになろうかと認識しております。

以上を勘案すると、恐らく具体的に実務を伴った説明会については、新年度に入ってから行われることになろうかと思いますが、いずれにしましても、法務省、厚生労働省、それから経済産業省など、関係省庁の方々が連携して説明会を開催し、ワンストップで相談に乗れる体制を構築しなければ、なかなか民間事業者への周知というのは難しいと思われま。

また、私どもの団体においても、全ての事業者を会員としているわけではなく、非会員の企業も非常に多いのが実態です。そういうような方々に対する支援については、自治体が担っていただく必要が出てくると思います。したがって、関係機関、自治体、国・行政という、それぞれの役割を明確化し、総合的に説明会をやっていただくことで、周知の深度は深まるだろうと思われま、かつ迅速になるかと考えま。

それから、先ほど組織体制の話もございましたが、地方にも様々な知見を有した方々が配置される予定とのことですので、そのような方々ともコミュニケーションをとれるような仕組みを是非とも構築していただきたいと、考えております。

よろしくどうぞお願いいたします。

○田中座長 どうもありがとうございました。

今の御意見については何かありますか。

○福原企画室長兼出入国管理情報官 ありがとうございます。

説明会でございますけれども、私どももなるべく幅広くやりたいと思っているところがございます。また、先生御指摘のとおり、今回の制度につきましては、特に分野別の運用方針が定められており、その具体的な運用につきましては、関係各省庁のほうでなければ正確にお答えできないという部分もあります。これは法務省だけということではなくて、できるだけ関係省庁も一緒に説明をさせていただきまして、認識に齟齬がないようにしていきたいと考えているところでございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

是非この点はよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかに。岡部委員，どうぞ。

○**岡部委員** 周知に関してですけれども，今，ほかの委員の方々がおっしゃったようなこと，つまり直接のステークホルダーや関係者への周知というのが優先されるのはそのとおりで，当然だと思ひのですが，今回の新しい体制というのは，意外とほかの国の政府の注目も集めているようでして，去年の12月に，私に対してヨーロッパの大使館の方を通じて，どういふことなのか説明してほしいという照会がありました。法務省のほうにまずはお願ひしたのですが，対応がなかなかうまくいかなかったので，第三者の立場で申し訳なかったのですが，説明させていただいた経緯がございました。

ですので，直接関係はないかもしれないのですが，日本のケースというのは今まで，ある意味鎖国的な政治的な土壌があると思われていたところに開放したということで，よくも悪くも，もしかしたら正しくない評価がなされている可能性もあることから，今回よい機会ですので，お時間ができましたら，是非諸外国にも周知できるような準備をしていただければと思ひます。

○**田中座長** どうもありがとうございます。

この辺は基本計画の議論でももう少しやっけていただければと思ひます。

続いて，市川委員。

○**市川委員** 私もこの一元的相談窓口の充実というのは非常に大事だと思ひておまして，特に先ほども出たように，モデルケースを示していただくのは大事だと思ひます。具体的には，自治体自らが相談窓口を運営しているような場合と，あと，今あるのは国際交流協会とか，地域の国際化協会が実際にはもう既にかんりの役割を担っているところもあるんで，そういうところを使っていくというモデルも一つあると思ひておます。

我々弁護士との関与の仕方としても，例えば国際交流協会と既に20以上の県で実際に相談活動をタイアップしてやっけているところがありますし，交流協会などの窓口から法テラスの方に相談を振っていただくようなケースというのもあります。そういった幾つかのモデルケースというものを私どもとしてもお示しできるような形の準備をしていきたいと思ひておます。

あと，弁護士会としても，今までは個々の問題のケースを労働者の側から支援するというような取組をやっけてきたところですが，今後はその制度を利用して雇う側の支援ということも我々はしなければいけないのではないかとと思ひておまして，そういう観点から，しかも全国での展開ということで，eラーニングという形で全国の弁護士が研修できるような形のもの今急ピッチで準備しているところがございますので，また法務省のほうにもその内容について御協力いただいたりすることがあると思ひますので，よろしくお願ひいたします。

○**田中座長** どうもありがとうございます。

今，御二方の意見について何かコメントはございますか。

○**福原企画室長兼出入国管理情報官** ありがとうございます。

先ほど岡部先生からいただきました外国政府に対する説明でございますけれども，非常に重要なことだと考えておまして，特に外国の政府ですと，日本の在日の大使館などでもそうだと思いますが，SNSなどを効果的に用いて，情報を周知あるいは広報し

ていく方法につきましては、我々がやるよりもよほど効果的ということもございますので、そういう取組をやっていただけるように、こちらからも協力をお願いしたいと考えております。

また、市川先生からいただきましたことにつきましては、今後、連携させていただきまして、是非私どものほうからも勉強をさせていただきたいと思っておりますし、また、日弁連のほうで行われるその取組について、例えば資料の提供も含めまして、協力をさせていただきたいと考えております。

○田中座長 どうもありがとうございました。

その他何かございますか。

3 出入国在留管理基本計画について

○田中座長 それでは、本日のメインの議題であります「出入国在留管理基本計画について」の議論に移りたいと思います。

お手元の資料「出入国在留管理基本計画（骨子案）」に基づいて、福原企画室長兼出入国管理情報官から御説明をお願いいたします。

○福原企画室長兼出入国管理情報官 それでは、私のほうから出入国在留管理基本計画について説明をさせていただきます。

最初に、新しい基本計画策定の理由及びスケジュールについて説明いたします。

横長の「出入国在留管理基本計画の策定について」という資料が配付されておりますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

前回の会合におきまして説明させていただきましたとおり、改正入管法によりまして、法務省が外国人の受入れ環境整備に関し新しい任務を担うことになったなどの事情を踏まえまして、現在、入国管理局において新しい基本計画の策定に関する検討を行っているところでございます。

前回、その方法につきましては、第5次基本計画の変更とするか、あるいは新たな基本計画の策定にするかについて検討すると申し上げさせていただきましたけれども、こちらの資料の左上になりますが、基本計画の名称自体の変更に加えまして、法務省に新しい任務が加わって、それに係る基本方針を定める必要があるということ、また、出入国在留管理行政を遂行する体制も刷新されるということなどを踏まえまして、第1次の出入国在留管理計画を策定するというにさせていただきました。

続きまして、スケジュールについてでございますけれども、こちらにつきましては、縦長の「出入国在留管理基本計画の策定スケジュールについて」という資料を御覧いただきたいと思います。

前回の会合におきましては、4月までの策定を目指すという説明をさせていただいておりましたが、省内で検討させていただきまして、3月末までに行われまず技能実習制度の在り方に関する検討結果などを反映させていただく必要があるという事情でありますとか、パブリックコメント手続でありますとか、もろもろ検討を行いまして、スケジュールについては見直しをさせていただきたいと考えているところでございます。

こちらのスケジュール案にございまして、4月当初からパブリックコメントを行うということを目標に作業をさせていただきまして、4月末までに策定をするというこ

とを目指して、今後作業を進めていきたいと考えているところでございます。

政策懇談会の委員の先生方におかれましては、本日、基本計画に関する御議論をいただくことになってございますけれども、更にそれを踏まえた御意見を賜りたいと考えておりますが、今後、パブリックコメント用の基本計画案作成のために、一旦御意見の提出を3月5日までとさせていただきたいと考えております。また基本計画案の全体像をお示しできるようになった段階で、改めて御意見を承る予定としております。

今後、非常にタイトなスケジュールで作業を進めていくこととなりますけれども、先生方には御協力をお願い申し上げたいと思います。

続きまして、出入国在留管理基本計画の内容について説明いたします。

基本計画案につきましては、事前にたたき台となります骨子案を送付させていただいておりますので、時間の関係もございますので、その概要につきまして手短かに説明をさせていただきます。

資料の中に、先ほどの「出入国在留管理基本計画の策定について」という資料がございますので、まずこちらの出入国在留管理基本計画の構成という左下にある部分について説明をさせていただきます。

こちらにございますとおり、基本計画は3部構成となっております。

前文でありますⅠの「出入国在留管理基本計画の策定に当たって」、それから、主に統計の記載をいたしますⅡの「外国人の入国・在留などをめぐる状況」、それから、基本計画の中核となるⅢの「出入国在留管理行政の主要な課題と今後の方針」と、この三つで構成をされているわけでございます。

計画の中心は、このⅢの「出入国在留管理行政の主要な課題と今後の方針」となりますが、その中の項立てにつきまして変更がございます。第5次基本計画におきましては、課題と対応策の二つで構成をさせていただいておりましたけれども、今回は、第5次基本計画策定以降の取組を、これまでの主な取組ということで整理をさせていただいた上で、現状の課題、それから対応策を記載させていただいております。

なお、Ⅲに盛り込む項目につきましては、以下の八つでございまして、これは基本的に第5次基本計画と同じものとなっております。

続きまして、新しい基本計画の主な変更点等について説明をさせていただきます。資料では右側の囲みになってございます。

まず、1の「前基本計画策定後の施策の実施状況の反映」にございますとおり、今回の基本計画では、技能実習法の施行、それから難民認定申請における濫用・誤用対策の強化、在留資格「特定技能」の新設、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の策定と法務省による総合調整機能のもとでの施策の推進、それから出入国在留管理庁の設置、その他ここに記載のある施策につきまして、時点修正をさせていただきたいと考えております。

次に、下の2の「新たに記載を追加する事項(案)」について説明をさせていただきますが、ここからは、たたき台案もあわせて御確認をいただければと考えます。

まず、1の「我が国経済社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ」につきましては、たたき台案の1ページ以下となりますけれども、こちらの(1)のイのとおりでございますが、人手不足対策としての外国人材の受入れとして、在留資格「特定技能」の

新設について記載をさせていただきます。

また、2ページの(3)の②になりますけれども、今後の対応といたしまして、制度の適切かつ円滑な運用を実現していくために、重点的に取り組むべき事項について記載をさせていただく予定でございます。

また、近年、各種の政府方針で、外国人起業家の受入れ拡大、あるいは創業支援が求められているということを踏まえまして、起業に特化した項立てを行って、外国人起業家の受入れを促進するという内容を記載させていただいております。これは、たたき台ではページの3ページの③の記載になってございます。

次に、2の「少子高齢化の進展を踏まえた外国人の受入れについての国民的議論の活性化」についてでございます。たたき台でいきますと3ページ以下になりますが、こちら、第5次基本計画と基本的には同じ内容になってございます。ただ、人手不足対策としての在留資格「特定技能」の運用状況を踏まえた検討を行うという内容を追加させていただいております。

続きまして、3の「技能実習制度の適正化に向けた取組」につきましては、たたき台3ページの下の方からの記載になります。2017年11月の技能実習法施行によって導入された制度を前提といたしまして、失踪問題等、現在も散見される課題への対応といたしまして、まずは新法的確な運用による適正化を図るということに重点を置いて、その中でも特に取り組むべき事項として、送り出し国政府との協力や、関係機関との協力による重層的な取組などについて記載をさせていただいております。

次に、4の「外国人材の受入れ・共生のための取組」についてでございます。

たたき台では5ページ以下に記載がございまして、(1)の二つ目の○になりますが、こちらにございまして、昨年12月に関係閣僚会議で外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策が了承されたということを受けまして、下の(3)のAでございまして、総合的対応策の関係施策の推進やフォローアップなど、法務省が総合調整機能を適切に果たしていくということについて記載をさせていただいております。

また、在留管理基盤の強化についてでございますけれども、6ページを御覧ください。こちらの上の○になりますけれども、在留カード番号を活用した関係機関の間での情報連携、あるいはその下の○になりますが、本年3月から運用開始を予定しておりますオンライン申請の対象の拡大などについて、記載をしていく予定でございます。

続きまして、5の「観光立国実現に向けた取組」でございます。

これは、たたき台では6ページ以下になります。ここでは、バイオカードや顔認証ゲートの導入など出入国管理における先端技術の活用について記載をさせていただいております。追加した主な事項といたしましては、こちらは(3)のところのイになりますが、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の大規模イベント開催への対応というものがございまして。

続きまして、6の「安全・安心な社会の実現に向けた不法滞在対策等の推進」についてでございます。

こちらは、たたき台では7ページ以下になります。

(3)の対応策のところについてでございますけれども、アのテロ対策等の水際対策、それから8ページになりますが、イの不法滞在・偽装滞在対策につきましては、いずれ

も基本的には第5次基本計画と同様の内容になっております。続いて、8ページの④、⑤でございます。こちらは被收容者の適正な処遇、それから迅速な送還の実現についてということになってございまして、これらについてはよりきめ細かい記載をさせていただいております。

また、9ページのウでございすけれども、インテリジェンス機能の強化につきましては、2015年の10月に新設されました出入国管理インテリジェンス・センターに言及をしつつ、情報の活用による出入国管理行政全般の更なる効率化について記載をさせていただいております。

次に、7の「難民の適正かつ迅速な保護の推進」につきましては、たたき台では9ページ以下になってございます。10ページにウというのが一番上になってございますが、こちらに記載されております2018年1月の対策でございすけれども、こちらの対策が濫用・誤用的申請の抑制に効果を発揮しているということを説明させていただいた上で、(3)の対応策については、そうした状況を踏まえて更なる取組を検討していくということを記載させていただいております。

最後に、8の「その他」につきましては、たたき台では10ページから11ページの記載になってございます。

第5次基本計画にも、例えばこの(3)の国際協力の推進、あるいは(4)の人身取引被害者等への配慮に関しましては記載がございましたが、これに加えて、(1)の出入国在留管理庁の設置を踏まえた体制整備、それから、(2)でございすけれども、出入国在留管理庁の設置を踏まえて、広く関係行政に精通して外国人の生活環境整備に関し企画立案ができるような人材の育成について記載を追加させていただいております。

また、最後の(5)でございすけれども、これは昨年に政策懇談会でも御議論いただきました永住者の在留資格についてでございまして、永住許可の在り方の検討を今後行っていくという頭出しをさせていただきたいということで記載をさせていただいております。

以上で、出入国在留管理基本計画の概要についての説明を終わります。

○田中座長 どうもありがとうございました。

引き続き質疑、意見交換へ移らせていただきたいと思いますと思いますが、委員の皆様方にも御自由に意見を御発言いただきたいと思いますところですが、事前に市川委員から御意見が文書で提出されておりますので、市川委員から御説明いただきたいと思います。

○市川委員 私がお送りしたものが6ページあり、少し長文なので、概要だけ申し上げます。

特定技能の在留資格に関して、第1のところ申し上げますが、留意点として何点か申し上げて、今後人権侵害に当たるような事案が発生しないようにという観点からの検討をお願いしたいということと、それから家族の帯同についても、今後の検討を更に続けていただきたいと思いますということでございます。

それから、少子高齢化の進展を踏まえた外国人の受入れについての議論の活性化という点についても、これも先ほどお話しがあったように、特定技能の運用も踏まえた上で、私としてはもう少し長期的な在留とか定住化ということも視野に入れた検討というもの

を、いろんな方法論を踏まえて検討していくべきではないかと思っております。

それから、第3のところ、技能実習制度の構築に向けての取組というところですが、この技能実習制度については、日弁連としては廃止という方向での意見を申し上げておるところですけれども、今回特定技能の在留資格ができたということで、仮に技能実習制度を存続させるとしても、技能実習制度については本来の目的に限定した形で運用して、労働力として期待をして受入れようと考えている方については特定技能を使っていくという形の明確な切り分けというのを、今後すべきであろうと考えております。

それから、第4の在留管理制度の的確な運用による外国人との共生社会実現への寄与については、ここにありますとおりで、これは充実をしていただくということと同時に、具体的な法制度として考えられるものとしては、差別禁止というような法制度、それからもう一つは、今回のような共生のための施策を実際に地方も含めて運用していくためには、基本法のようなものをつくって財政的な裏づけ、制度的な裏づけというものをつくる必要があるかと思っておりますので、この点を是非検討いただきたいと思っております。

それから、第5のところについては、入国者収容所等視察委員会というものが設けられておまして、日弁連からも委員を推薦しておりますけれども、この権限をもう少し強化し、独立性を強めて、海外からのいろんな御批判等もありますので、こういった視察委員会による提言の機能、苦情にもどう応えていくかということももう少し強化して、しかも透明性を持たせていくという取組を是非進めていただきたいと思っております。

第6のところの難民について、長文で書かせていただいておりますけれども、今回、更なる見直しによって誤用・濫用対策というのが進んでいるというのは承知しておりますけれども、これをきちんと法的な裏づけをもって実施していくということが必要ではないかなということを1番で申し上げます。

それから、2番のところでございますが、振り分けの在り方については、有識者会議がモニタリングをしているというふう聞いておりますけれども、この有識者会議が非常によい提言を出していただいているなど私は感じておりますので、特にUNHCRの関与も含めて、もう少しこの有識者会議の役割を充実させ、認定の在り方についても、全般的に意見が述べられるような形にしていくとよいのではないかなというふうに思っております。

それから、3点目として、先ほども少し触れていただきましたが、誤用・濫用対策ということと並行して、真の難民を認定していくというためには、いろいろな形の難民が今、発生しているということがありまして、いわゆる新しい形態の迫害などがありません。これについて、難民条約上、難民に当たるのか当たらないのか、どういう基準で考えていくのかということをやより明確にしていく作業というのが必要だろうと考えます。それをやることによって、振り分け作業というのもきちんとできていくということになると思うので、この点の作業がやや停滞しているのではないかなと私は感じておまして、是非、難民の該当性に関するいろんな規範的な事項、要素を明確にしていく作業ということをどんどん進めていただきたいと思っております。

第7については割愛しまして、第8の出入国在留管理庁の設置については、先ほど人数の点について増員していくというお話がありましたけれども、2番のところにあります

すように、今度の出入国在留管理庁は、共生社会の構築に向けた総合的な調整機能を持つということになっているので、その役割を担う人材というのは必要だろうと思います。是非、そういう観点から研究者とか自治体関係者とかNGO経験者とか法律実務家、こういった人からの人材の登用であるとか、それから、独自に専門性のある者を育てていくとか、そういった方向性というものを考えていただきたいと思っております。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、この市川委員からの御質問について、それぞれ担当課長から、あるいは室長から御回答をお願いできればと思います。

○磯部難民認定室長 難民認定室長の磯部でございます。

質問の1、難民認定に当たって有識者会議の提言に対する対応状況はどのようなものでしょうかということでございますけれども、これは、有識者会議というのは市川先生のペーパーの4ページの2のところに書いてございます、先ほどの振り分けの状況をモニタリングしている会議のことでございます。通常、我々はこれをモニタリング会議と呼んでおるわけでございますけれども、これまで2回にわたって検証していただいて、提言をいただいているところでございます。

1回目の提言のところについては、提言を踏まえた対応をさせていただいて、委員の方々に御報告をさせていただいているところでございます。2回目の提言につきましては、その提言を踏まえてどのような対応が可能なのかということにつきまして、現在、難民認定室の中で検討させていただいているところでございます。ただ、その検討の具体的な内容につきましては、まずモニタリング会議の委員の皆様方に御報告すべきところだと思いますので、具体的などころについては御説明を差し控えさせていただければと思っております。

ただ、第1回目のところについて、御指摘をいただいた部分について簡単に申し上げますと、4点ございまして、1点目は、申請者の主張を漏れなく把握すべく情報収集を工夫すべきであるという御意見をいただいたことについては、難民認定申請書や面接による事情聴取等において、人道上の配慮を必要とする事情の有無やその内容を的確に確認・把握するよう地方入国管理局に指示をしているところでございます。

2点目は、インタビューの調書が問答形式ではないため、その該当性の把握の部分について、少し分かりにくいという御指摘があったことにつきましては、難民該当性に係る主張の核心部分については、問答形式で供述調書を作成するようということで指示をしているところでございます。

3点目は、出身国情報の更なる充実が図られるべきという御意見がございましたので、これについては平成29年5月から、難民認定室の中に出身国情報を収集する担当官を配置しまして、UNHCRの御協力を得て育成をし、今年度からはその増員を図って、現在3名体制でやっておるところでございます。

4点目は、複数回申請者に対する配慮ということでございますけれども、平成29年6月に入管法の施行規則を改正して、再申請者用の申請書というのをつくりまして、「今回新たに主張するその新たな事情というのはどういうものですか」、あるいは、「前回の難民認定申請でそれを主張しなかったのはどういう理由によるものですか」な

どについて、明確に記載をしていただいて、申請者の主張が明らかになるような形のものを作って改善をしているところでございます。

以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

その他についてはいかがですか。

○佐藤総務課長 総務課長でございます。

質問としていただきました2点目は、これは増員の規模と内容ということでしたので、先ほど組織体制で御説明いたしましたので、この点は時間の関係もございまして、割愛させていただきます。

○曾我審査指導官 3点目でございます。入国在留課の審査指導官の曾我でございます。永住許可の在り方についてどのような方向で検討がなされているのかという御質問でございますけれども、委員御案内のとおり、永住許可につきましては、永住許可に関するガイドラインを公表しまして、法律上の要件とその適合性に関する考え方をお示しているところでございます。

その要件の一つに国益要件がございまして、原則として引き続き10年以上本邦に在留していること、そしてこの期間のうちに就労資格または居住資格を持って引き続き5年以上在留していることを求めています。この点に関しまして、昨年臨時国会の法案審議におきまして、山下大臣のほうから新設される特定技能1号など、在留期間に上限のある在留資格につきましては、その趣旨から、ガイドラインで求めております就労資格で引き続き5年以上在留していることについて、その実績には含まない方向で検討しているというような答弁がなされております。

また、永住許可に関するガイドラインにつきましては、明確化を欠くというような御指摘を踏まえまして、当該ガイドラインの見直しを検討すると答弁されております。

さらに、先ほど来御紹介もありましたけれども、改正入管法に対する参議院法務委員会の附帯決議におきまして、近年我が国の在留外国人数の増加を踏まえ、在留外国人から永住許可申請に対しては、法令要件等の適合性について厳格に審査を行うことと決議されておりますので、これらを踏まえまして、現在、永住許可の在り方の検討及び永住許可に関しますガイドラインの見直しを通して、永住許可申請の要件の適合性について、厳格な審査を行うよう検討を進めているところでございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、滝澤委員からいきましょう。

○滝澤委員 市川先生が難民問題について詳しい提言をされたので、付け加えるという形で3点ほど述べさせていただきます。

この基本計画は、今後の難民認定行政、難民政策の基礎になる非常に大切なものですが、第1点として、今日のグローバルな難民問題をめぐる大きな流れの中での国際的な視点が欠けているように見えます。外国人材の受入れについては国内の要請に応える形でどんどん進んでいます。他方で、難民については国際的な要請に基づいて、違った判断に基づく対応が求められますが、その認識が薄いように思われます。つまり、基本計画は難民問題にかかる国際的な要請に応えていないのではないかというのが私の印象です。

これについては、今の国連事務総長、前の国連難民高等弁務官のグテーレス氏も、現在の難民高等弁務官も、非常に厳しい口調で日本の難民受入れの少なさを批判しております。彼らの批判は先進国に対するものとしては例外的に厳しいものです。国際社会から見ると、日本はその国際的な地位にふさわしい受入れをしていないということが長年にわたって指摘されているわけです。多くの国が難民の受入れで苦勞している中で、日本は国際協力の点からどうするつもりなのか、についてポジションを明らかにする。要するに国際的な視点をもっと入れてもらいたい、と思います。

例えば、去年国連で採択された「難民グローバル・コンパクト」は、これは日本政府がサインしているのですが、それについてはどこかに、最初のほうにでも触れるべきだろうと考えます。

基本方針の中に、例えば「我が国の国際的地位にふさわしい責任を果たす」とか、「難民グローバル・コンパクトの精神に基づいて」といった文言を入れることで、この先の日本の姿勢を、方向性を明らかにすることができます。

2番目に、現状では、難民の救済というよりは、濫用的・誤用的申請の抑制といった面が非常に強く出ております。また、難民の救済よりも手続の改正に重点が置かれている。そもそも何のための手続なのかというところを国際的視点に立った原点に戻って問い直す必要があると思います。私の印象では、日本の難民認定手続は既によくできています。この先手続の改正作業をやっていくともっともっと精密かつ複雑なものになると思います。しかし、制度がどんどん複雑になり使いにくくなる中で、結果的に難民の認定数が減る可能性もあるわけです。手続の改善が自己目的化していないか、仏をつくって魂が入っていないのではないかと、手術は成功したけれども患者は死んだという本末転倒の事態にならないか、そういう懸念があるわけです。

現行の制度と手続の「結果」、 「アウトプット」から見ていくと、毎年20人、30人の難民認定というのは国際的には非常に少ないわけです。2,600万人近い世界の難民からすると「大海の一滴」です。10日ほど前に、私、イラクのバグダッドに行ってきました。そして、前大統領や元副大統領など、4,5人に会いました。現在、イラクは紛争後の平和構築という大変な国内課題を抱えています。今でも180万人もの国内避難民がいる中でも、難民として30万人をシリアから受け入れている。それでも元副大統領らは言っていました。「我が国は、難民は受け入れる」と。シリア難民の受入れは我が国のすべきことである、ということをも明言してありまして、私は非常に感心しました。イラクのようなほとんど破綻した国家ですら30万人もの難民を受け入れている。それに引きかえ、平和で安定した日本の数字は、国際的責任分担の点から、余りに少ないのではないかと思うのは私だけではないでしょう。手続をきちんと守り、その結果認定数が少ないのは、何ら問題ではない、それでいいのだ、という姿勢ではなくて、国際的にはほとんど意味を持たない受入れ数というところから出発して、手続を大胆に変える、そういう発想が必要かと思えます。

3点目として、もっと具体的になりますけれども、UNHCRの役割についてももっときちんと書くべきではなからうかと思えます。今までのところ、UNHCRについては、忘れない程度に触れられていまして、その役割は職員研修支援です。難民条約の義務履行のモニタリングをやっているというだけでなく、世界中の難民問題に対応し、多くの

専門家を抱え、難民保護に関する国際的な基準の設定を長年実践してきたUNHCRをもっと利用するために、研修を超えた、政策レベルのUNHCRとの協力関係に言及するのが望ましいと考えます。

例えばUNHCRの毎年の執行委員会に法務省職員が参加するとか、新たに可能となった外務省のJPO派遣制度で若手職員をUNHCRに出向させるなどがあります。そういうことを通して、国際的なレベルで何が今課題となっているのかを理解し、また、国際社会から何が日本に期待されているかということを経験していくことが今後は必要ではないかと思えます。更には、UNHCRの職員と一緒にアフリカや中東の紛争国または大量難民受入れ国の現場に行ってみることもとても有用だと思えます。日本だけにいけば、日本の国内の見方、価値観で物が決まってしまう。日本を出て、難民の現場に行くことで、難民問題のリアリティを理解することで日本の難民政策の今後の在り方にヒントが生まれます。

そのほか、例えばJICAが10数年続けているUNHCRとの人事交流等も考えてみるのもいいのではないのでしょうか。

長くなりましたけれども、以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続き委員から御意見を、この議論はどちらかという質問というよりは意見をいっぱい言っていただくということが趣旨だと思います。では、続いて奥脇委員から。

○奥脇委員 今の滝澤先生のお話、非常に興味を持って伺いました。滝澤先生は基本的に難民というものも外国人材として考えたらどうか、こういうお考えをどこかで書かれていたのを読んだ記憶があるのですけれども、そういう意味でいうと、難民問題は特殊ケースとしてはあるのだけれども、今問題となっている外国人材の受入れと共生のための新しい総合的な対応というものが、モデルケースというか、あるいはこれが成功しないと難民のほうもとても国内的に十分な議論ができないという意味で、難民問題ともつながるのではないかと、そういう気がしております。

特に外国人技能実習制度のトラウマというか、これは制度の趣旨は非常によかったのだけれども、基本的にはその前提となっている訓練を施して国に帰して、そしてその技能実習した成果をそれぞれの本国において、本国の経済発展に役立てるという仕組み、それ自体は非常にいいことではあったのですが、実際はその趣旨が十分に雇用主の側にも伝わらなかったらうし、それを下支えする制度的な枠組みもきちっとできていなかった。こういうことで、実際にはこの報告書の中でも挙げられているような優良事例というのは出てきてはいるのですけれども、しかし、かなりの程度において失敗した、つまり一種の労働力不足を補う枠組みになってしまったというところがあったと思えます。

それは、基本的にやはり3年から5年というように期限を限って、それが済んだら本国に帰っていただくという発想が非常に強かったことによるのだらうと思えます。今度の外国人材の受入れも、基本的にはそういう考えをとっている。私は何回もこの席で、移民政策でないというのはどういう意味なのかということを経験したわけですが、これは基本的に政治の判断としてそうなので明確な議論はやりにくいのであらうと思えますが、新しい外国人材受入れ制度を考える際には、言わば先を見越して、いずれそ

ういうことが必要になってくる、つまり長期にわたって外国人材が日本の中で働き、それが場合によっては2世代、3世代に及んでいく、更新されていく、こういうことが出てくるだろうし、また、この懇談会でも非常に大きな問題になったのは、今のところ受入れの際は特定技能ということで限定されているわけですが、しかし、それは分野を越えて変更可能、移動可能ということでもあるし、また、地方で受け入れても、いずれ大都市に来てしまうのではないかと、そういう移動、言わば物理的な人間のほうの移動も可能なのだと、いろいろ条件は付けるのでしようけれども、どうもそういうことが認められるらしいと、こういうことになってくる。

実は、特定技能の受入れ人数の積算の根拠になったのは、各地方でどの分野の労働力がどのくらい必要かということがあったと思うので、そういう意味で、それが移動したのでは余り意味がない。つまり、そこにおける特定技能の必要人数の積算というのは何だったのか、こういうことになってきそうな気もするわけです。

いずれにしても、そういうことを含めて今後制度がそういう方向に言わば変容していくということが起こり得るわけでしょうから、それを含めて考えておく必要がある。その問題というのは、基本的には共生社会って何なのかという部分へ結局は行きつくのだろう。いわば共生社会をつくっていくときに、どういう条件を施して、国内における外国人の移動なり、あるいは国内在留の期限なり、こういうものを延ばしていくことが適正なのかということの話につながるのだと思います。

ここで書かれているのは、確かに先ほどどなたかがおっしゃったように、やはり制度の枠組みをつくるだけではだめで、そこに魂を入れなくちゃいけない。これが一番難しいことであるし、共生社会という概念を実現していくためにも、非常に大きな問題だろうと思いますけれども、考え方としてみると、やはり外国人が地方に来て、一、二年ですぐ大都市に行くと、こういうことでひとりぼっちの生活になっていいことはないでしょうと。こういう感じがして、要するにそういう外国人材を言わば地域のコミュニティーがまだ生きていところでどうやって受け入れて、日本文化を伝えていくかということが非常に重要だろうし、2世代、3世代それが渡っていくときには、子供に対する教育を通じて、どれだけ日本文化を植え付けていくか、それは同化政策ということではありますけれども、同時に同化というのは、共生するのですから、日本社会の中で日本人が受ける文化的な影響というのも当然相互作用としてあるわけで、そういう双方向的な動きを活性化していくような、これは既に地方では随分いろんなお祭りとかで行われているのですけれども、それがお祭りという特殊なイベントではなくて、生活全体の中でいかに活性化していくかということが必要なだろうと考えます。

制度を幾らつくっても、地元の言わば地域が頑張ってくれないとうまくいかない。この中でも、地域の支援というのは非常に財政的な基盤も与えられて、今までとは相当違ってくると思いますけれども、正にそういう地域の活動に対する、補助、支援、こういうことが最大限必要になってくるのだろうというふうに思います。これとの関係では、地域は外国人に開放的か、外国人が東京に集中するのはなぜか、外国児童が日本の初等・中等教育の中でどういう問題を抱えるかなど人間関係に関する問題について、技能実習生や外国人労働者の経験の評価をきちんとする必要がある。

同時に、外国人の側についても、どういう人材を受け入れていくかということの一つ

の基準として見ると、仕送り志向をいかに回避するかという問題が出てくる。単身で労働することを前提に受け入れるのであれば、必然的に仕送り志向にならざるを得ない。要するにこっちで働いて稼いだものを本国の家族に送る。また、そのためには1万円でも2万円でも高い給料を得たい。そうすると、当然、大都市志向になっていく。こういうことをいかにして回避して、仕送り志向ではない外国人材を日本の社会の中に定着させていくか。そう考えると、ユニティー・オブ・ファミリーなどを認めることがどうしても必要になってくる。しかし、最初からユニティー・オブ・ファミリーを重視してしまうと、多分それは何か移民政策になってしまう。こういうジレンマがあるのだらうと思うので、そこをいかに、初期段階から中期、5年、10年となるにしたがって、どういう基準でチェックして、いろいろなより優遇された外国人材としての待遇を与えていくかというようなことを少し時間の幅を持って考えていくということが必要なのかなと、こういうような気がします。

要するに、今回の外国人材受入れ制度を、いずれ実質的に移民政策に関連づいていくということを考えながら、その運用を考えるということが非常に重要なのかなと、こういうような気がしています。それをどうやるかはなかなか難しい話です。国民的議論ということ先ほどどなたかがおっしゃったし、この基本計画の中にも書いてありますけれども、正にそれを可能にするような運用をしていくことが重要であると思います。明治以来、内外人雑居とか移民政策ということについて国民的議論が行われようとするやうに、外国人排斥的なニュアンスが非常に強くなってしまっているのは、やはり共生できていないからなのですね。共生の経験というのはどうやってつくるか、これは一番難しいことだけでも、積み上げていかななくてはいけないと思います。今回の特定技能の制度の運用はその出発点にさせていただきたいと思います。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それではほかに、では岡部委員から。

○岡部委員 具体的な点が2点と、大きな点が1点あります。

まず、特定技能の1号と技能実習との関連については、私も市川委員と全く同意見ですので、考えていただければと思います。

それから、永住許可の在り方についてですけれども、先にお伺いしましたが、真つ当な目的で永住している方については、いろいろ考えるところもあると思うのですけれども、あからさまな濫用などがもし目立つようでしたら、例えば諸外国では永住許可をとった後に日本で実質的に暮らしていない、というような事例を防ぐために、例えば日本の国外にいても永住権保持者には一定の納税の義務が課されるとか、そういう制度をとっている国が、例えばアメリカなどはあるように聞いていますので、いろいろな対策があるのではないかなと思います。

1点、大きな点なのですけれども、伺っていて、難しいだらうなと思ったのですが、今回は法務省としてのもともあった伝統的な政策分野に加えて、各省庁の連携をするという、適切な連携を図るというふうに先ほどおっしゃっていましたが、それが重要な意味で、新たな部分だと思えます。それに関して、先ほど来、いろいろな委員の方がおっしゃっていたこと、どれも重要だと思えるのですけれども、それがこの新しい出入国在留管理基本計画の中にもっと大胆に盛り込まれてもいいのではないかと考えま

す。例えば、就労にしても合法か違法かということだけを今までの法務省であれば取り扱ってきたと思うのですけれども、これから先は、合法的な就労をしても、その中で例えば労基署の管轄の分野で適切に雇用者が対応しているかどうかという、要するに日本人の労働者と同じような観点から、外国人の労働者が待遇を受けているかどうかということも重要になってくると思いますし、あるいは教育の部分では、文科省ですとか、先ほどの難民の話とか本国への送還の話については国際機関や外務省とかが関わってくる分野だと思います。それぞれの省庁で、恐らく新しい計画などを持っていらっしゃると思うので、そちらを盛り込んだ形で、もう少し包括性を意識した形で計画が立てられれば、あるいはそれを公表できれば、全体として日本の新しい政策のイメージが、一方的な開放政策でもないし、一方的な排他政策でもないというようなイメージで、受け止めていただけるのではないかと思います。

今までは、恐らく縦割り等もあって難しいと思うのですけれども、例えばヨーロッパなんかでは、EUレベルではありますが、法務省の関係の官僚が中心とはなっていますけれども、正に名前のおりコンプリヘンシブ・マイグレーション・ポリシーという形で、もう10年以上、本当に包括的な分野での計画というものを立てていますので、そういった代替的な打ち出し方というものを御検討されてもいいのではないかと思います。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、井上委員。

○井上委員 ありがとうございます。

今回検討しております「出入国在留管理基本計画」は、「在留」がタイトルに入りますので、これまでの委員の御意見にもありますとおり、共生社会の実現に向けた政策をしっかりと記載し、対外的にも日本の外国人受入れ共生社会の実現に向けた取組が伝わるような計画にしていきたいと思います。

また、経済成長に寄与する人材の受入れ等々、経済界からも要望した様々な政策を実現していただいておりますが、そういった政策のベースとして、多様性を受け入れる開かれた社会にするということが重要なテーマだと考えております。移民政策等、表現が難しい部分もあるかもしれませんが、単純に人手不足対策で受け入れるということではなく、今後の日本の社会にとって、多様性を受け入れていくことが、経済成長や新しいイノベーションにもつながっていくというメッセージが伝わるような計画にさせていただくと、大変有難いと思います。

併せて、その関連で一つ重要なのは、先ほども申し上げましたとおり、出入国在留管理庁が担う総合調整機能が非常に重要になってくると思いますので、その点についても記載いただくようお願いいたします。

なお、現在、国際的に取組みが進む「ビジネスと人権」に関して、今、日本の外務省でもNAP、つまり国別の行動計画を策定しておりますので、その点の記載も検討いただきたいと考えております。

以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続いて村上委員。

○村上委員 ありがとうございます。

意見、4点ぐらい申し上げますが、先ほど岡部委員がおっしゃった後段の御意見については賛同いたしますので、御検討いただければと思っております。

細かな点になりますけれども、2ページに、特定技能の部分で記載されておりますが、現状の課題というところで、賃金水準を含む適切な就労環境の確保ということが課題として挙がっているということであれば、対応策の②の新たな外国人材の受入れ制度の適切・円滑な運用という部分においても、報酬部分について記載すべきだと考えております。

技能実習制度でも大きな問題となっておりますが、最低賃金を下回るような低処遇に陥ることがないように、労働関係法令の遵守及び日本人との同等以上の報酬の確保についても、関係機関との相互連携も含めて徹底するということを明記しておいていただく必要があるのではないかと考えております。また、2点目で、これも今の意見と重複するかもしれないのですが、賃金だけではなくて、様々な分野で雇用管理に留意していただく必要があると思っております。それは特定技能だけではなく、技能実習生や留学生も同様でございます。今、労働政策審議会、厚生労働省の審議会におきましても、外国人材の雇用管理指針の大幅な見直しを行いまして、雇用主が基本的に留意していただきたいことをまとめております。

使用者側の委員の皆様方にも賛同いただきまして、より分かりやすく周知していくことが必要だと思います。例えば強制貯蓄はだめだよとか、外国人労働者に対しても母性保護は必要だよとか、当たり前の話なんですけれども、それがきちんとまだ周知されていないのではないかと考えております。そういうことも、リファレンス的にこういう計画の中に少し触れていただき、周知すべき中身に加えていただくと、より理解が広がっていくのではないかと考えておりますので、御検討いただければと思います。

3点目は、社会保険であるとか納税義務のところは記載されているのですが、労働保険について書かれておりませんので、その点も加えていただけるといいのではないかと考えております。

4点目は、この基本計画というよりは、もしかしたら総合的対応策の話かもしれませんが、せつかくこの機会ですので、現場から出ている意見として1点申し上げます。特定技能もそうですし、技能実習生もそうなのですが、日本に來られた方々への働くための日本語の教育というものについて、もう少し考えなくてはいけないのではないかと考えております。日本語がある程度できる方を受け入れるという前提にはなっておりますが、ふたをあけてみると、必ずしも十分ではない部分もあるため、例えば教育訓練なども十分に対応できるのだろうかというような不安の声も上がっております。市川委員も以前からおっしゃっていましたが、ドイツ並みの日本語教育が必要ではないかといったこともありますので、総合的対応策の中で考えていただく必要があるのではないかと考えておりますので、意見として申し上げます。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

その他、青山委員。

○青山委員 ありがとうございます。

私のからも3点ほど述べさせていただきたいと思います。

一つは、この出入国在留管理基本計画は、これまでの計画とは性格を異にするものという印象を受けております。と申しますのは、先ほどの御説明にありましてとおり、昨年12月の入管法の改正等々があったということ、それから、出入国や在留に対する考え方が、在留外国人の増加、特に今回の特定技能1号、2号の方々の増加が見込まれる中で、これまでの考え方では対処し切れなくなったと思います。これは当然だと思いませんし、新たな外国人の受入れに対する基本的な哲学を求められるようになってきたのではないかと考えます。それから、2点目でございますが、法務省が、総合調整を行うということで、これまでにない画期的な役割をこれから果たされていくというようなことになりました。先ほど岡部先生が各省の大きな施策をもっと盛り込んだらというような御意見がありましたけれども、基本的に方向性とか新たな考え方とか、各省で出ているものについては、盛り込んでもいいのではないかなと思われまます。その理由として、「この計画の当事者って一体誰なのか」という疑問が考えられることです。外国人だけの計画なのかと思われがちですが、外国人と接するのは、例えば国民であり、住民であり、それから企業であり、いろいろなステークホルダーがおられるわけです。そういうような方々が納得してもらえよう計画であってほしいと思います。

特に、私どもは中小企業を多く会員に抱えておりますが、中小企業の方々は、地方に行けば行くほど、外国人と接する機会が少ない傾向にあります。しかし、地方では人手不足が深刻でありまして、廃業がものすごく多いと言われております。このような問題に対処する意味においても、総合調整機能というようなことを果たされる観点から、これまで以上に大きな考え方を更に打ち出されてもいいのではないかと考えます。要は、外国人、日本人、日本の企業、外国の企業といったステークホルダーの方々が、いろいろところで身近に相談できる、そういうような計画であっていただければというふうに思います。

それから、3点目は、留学生の問題であります。

特定技能1号、2号の方々が日本を選んでくれるかどうか分かりませんが、留学生も30万人計画の途上でございますので、日本を目指してきてほしいと思います。留学生が所属する機関は、大学、専門学校、専修学校、日本語学校等全国各地に様々ございます。地方には、地域に割と根差している留学生も多く存在します。留学生の希望によりますが、日本にもっと居て働きたいというような方々については、もっと門戸を広げることも一考ではないでしょうか。資料にはそのような方向性が書いてありますが、一律にシャットアウトするということではなくて、例えばある技能の国家試験に合格する、日本語の能力の試験に合格していくというような方については救っていくべきであると思いますので、この辺は柔軟に対処していく必要があるかなというふうに思っています。

それから、最後に、在留管理の問題ですが、企業が雇用するときは、日本人でもそうですけれども、職歴やキャリア、技能等を重視いたします。特に、日本人ですとある程度想像はつきますけれども、これから特定技能1号の方が在留資格をもって転職される方が多くなるということ的前提としますと、外国人の方がどこでどのような働き方

をしてきたのか、そういうようなキャリアがよく分かるような仕組みがないと、企業では調べようがありません。外国人の方が経験されたキャリア等を企業側においても把握できる仕組みを是非とも構築していくべきであると思います。これは安心・安全な社会をつくっていく上でも必要不可欠な対策だと思ひますし、当然ながら、企業も社会の一員としてそういう義務を果たしていく必要があると思ひますので、そういう仕組みが必要と思ひます。

以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございます。

それでは、佐原委員、どうぞ。

○佐原委員 私は、基礎自治体、基礎自治体という言葉は市町村のことです。その基礎自治体の立場から申し上げますと、外国人であろうと日本人であろうと、市民であり、町民であり、村民であります。そのことが原点として非常に大切だと思っておりますし、それを抜きにしては町の安全・安心、そして繁栄、いろんなことが成り立たないと思ひます。そうした意味では、こうやって入って来られた外国人の方たちにも、一市民として働いて、納税してもらって、そして地域のコミュニティー活動にまで参加していただけるような社会をつくっていくというのが原点であって、私たちもそうした考えで活動しています。

実際、外国人集住都市会議では、そのために必要なことは何だろうかとか、課題は何かとか、実際にあった事例で成功事例、失敗事例、いろんなものを共有させていただいて、その中でお互いの町に合った答えを出していくということをやっております。

外国人がたくさん入ってきている、特に子供には全く罪はなく、一緒に連れられて来ているわけなので、このような子供たちをどうやって守るか。全員学校へ行ってもらいたいと考え、そんなことに対して私たちの町とか、隣の浜松市とかでは、全員就学しているという先進事例を共有するとか、いろんなこともやっておりますが、今一番問題なのは、こうやって技能実習生なんかで入ってきた人たちは、私たちの畜産の世界でいうと養鶏と同じです。一度も生まれてから死ぬまであいう鶏というのはお日様を見ないまま終わっている。私たちも、こうやって技能実習生を受け入れてはいますが、市役所として、登録はされているかもしれないけれども、一度も市民としての姿を見ることなくいなくなる。これは町の安全・安心どころか、その方たちにとっても、もともと住んでいる人間にとっても、一番大きな問題であろうかというふうに思っています。その人たちがそれで何か事を起こすと、そのとき初めて存在を知る。そして、事件であれば、危険だということだけが心の中に植えつけられる。そういったことはやはりあってはならないことだと思ひますので、先ほどのワンストップの窓口などの活動を通じて、いろいろな人たちがこの社会の中に、地域社会の中にしっかり生活できる足場を築くということに是非、在留という言葉が主体になってくるのであるならば、力を入れていただきたいというのが私の一番のお願いでございます。

そして、細かいことになりますが、先ほど青山委員から出ました留学生の問題、私たちの町にも大学が三つありまして、どの大学にも留学生が毎年毎年増えてきております。その人たち、技術を持っているから全国、世界中、どこの会社にも入れる人たちももちろんいますし、もう一方では、地域に根差して、この日本の、この私たちの町で働きた

いと思って、大学もわざわざここを選んで来ている人たちもたくさんいます。その人たちがしっかり市民として生きていくためには、今のルール、大分延びてよくなったりしましたけれども、非常にまだ厳しいなというふうに思っておるところがあります。大変貴重な人材だし、母国では非常に太いパイプを持っている方たちがまだまだたくさんいらしていますから、是非これを生かしていける仕組みに御注力いただけたらと思います。

最後、これは市役所の問題ですが、これだけ国際化が進んできている中、町によってはもう10%近く、私たちの町でも人口の5%近くが外国人という社会で、それにおいて起きてきていることは、市役所の職員になりたいという外国人、外国籍の人たちがいます。この人たちは企画部門に就けない、政策立案部門に就けない、そして管理職部門に就けない。様々な制約を持って入ってきて、でも、何とかなるかなと思って入ってきて、結局、そのしがらみの中では十分に自分の能力を発揮できないと思って辞めていく人たちや、ほかの職種に変わっていく人たちがたくさんいます。こういう人たち、実は別に国を転覆させようとも市政をひっくり返そうと、そういう、別に何かあって来ているわけではないのですが、いろんなもちろん過去の判例やなんかがあって、成り立ってきているルールであります。これを生かさないと私たちは思っています。例えば、さっきのワンストップ窓口でも、外国語を流暢にしゃべれる人たちは外国籍の人たちが多くなりますが、その人たちを市の職員として置こうとすると、置けなくなってくる。その人たちは、長くここの職場ではいられない、これしかできないと思ったら非常に厳しくなる。そうすると、どうしても国際交流協会なんかの外部に置かざるを得ない。でも、大きな町だったらできるが小さな町ではそれはできません。そういうことを考えていくと、やはり公務員法の問題という非常に根本的なところに踏み込まざるを得ないのですけれども、この辺の問題も、もう少し今の世の中に合わせられないかなということをして是非御議論いただけたらうれしく思っています。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、明石委員。

○明石委員

コメントを1点申し上げたいと思います。

私は、先ほど青山委員、佐原委員がおっしゃったことに共通することを考えておりまして、最初に申し上げたいのは、まずこの時期に、このタイミングで共生を推進するという方向性が政府から正面切って打ち出されたというのは大きな意味があると考えています。

というのも、今回の入管法の改正の目玉になった特定技能の導入というのは、直接的には共生とどれぐらい関わってくるかというのが見えないところがあります。つまり、これまでの技能実習生、これから来るであろう特定技能の外国人の方々というのは、滞在が限られております。限られた滞在期間、就労期間でいかに最大限の収入を得ることが、恐らく最大限の関心なのだろうと思います。

したがって、共生と言われてもぴんとこない当事者が結構いると思います。私の活動の中でも、外国人労働者、あるいは日系の方ともお会いすることが結構あるのですが、共生という言葉は聞いたことがないという方がほとんどですし、聞いてもそ

れが何を意味するのかが分からないということが多いです。

ということは、先ほど委員のほうから市民として認識されていないというのは、実態を示していると思ひまして、だからこそ、これから進める共生に何を求めるのかというのは日本社会全体にとって非常に意味があるということだと思ひます。

私も自治体を幾つか回っているのですが、外国人の受入れ、彼ら、彼女らとの良好な関係づくりに関心を持つ自治体あるいは自治体職員もいれば、そういうことに無関心、あるいはむしろ消極的な方々もいらっしゃいます。この差は何に由来するのか、これまで考えておりました。

ただ、積極的に取り組んでいる自治体の中でも、十分な予算が割けない、十分な人員を置けない、担当部局が設けられていないということで、その業務の多くを地域のボランティアをお願いしているところが少なくない。あるいは事業主の方が親切によって、外国人の生活の面倒を見たり、日本語の教育をしたり、様々なトラブルに対する相談を受けたりしている。そういう意味では多くの日本人のボランティアの方が地域でそうした共生につながる活動を既に何十年としてきたという認識を持っています。

今回の共生を含む入管・在留管理の在り方が持続可能であるためには、あるいは対外的にも評価を受けるためには、そういう方々に、金銭的な手当も含め、精神的な満足感、報われたという感覚を持ってもらいながら、業務がなされて、地域が活性化していければと思っています。

漠然としておりましたが、そういう感想を最近持ちましたので、コメントとして残させていただきます。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

座長代理、何かございますか。

○安富座長代理 ありがとうございます。

幾つかあるのですけれども、今般、出入国在留管理庁という形で組織の名称が変わり、それに伴って基本計画を新たに策定するということが、お話が進んでいるのかと思うのですけれども、皆様のお話を伺って思ったことは、名称は出入国在留管理であっても、実質は出入国在留基本計画であるということです。外国人の方を受け入れるに当たって、法務省が総合調整機能を果たすというのであれば、ここで求められていることは管理という言葉からはやや離れる内容なのだろうと思ひます。ですので、名称は変えようがないにしても、報告書としてまとめていく過程、あるいは今度新たに基本計画として公表されるという段階においては、その内実において、外国人の方を受け入れる環境整備のための、先ほど共生という言葉がありましたけれども、そういう意味合いが強く伝わるような内容で報告書の取りまとめというのがなされるべきではないかと思ひます。

それから、難民に関しては、難民の実体法的な意味といひますか、要するに難民の定義になるのでしょうかけれども、このことと難民認定の手續が、実は余り明確にされないままに記述されているところがあります。先ほど滝澤委員がおっしゃったのは、難民の実態の話をもう少し整理した上で深く掘り下げようという話ですし、新しいA案件だとかB案件、そういう振り分けをして進めようというのは、それは手續の話だと思ひます。ですので、実体法的な視点と手續法的な視点が若干混同するような記述ぶりになってい

るので、そこは切り分けていただいたほうがよろしいのではないかと一つ思いました。

それから、もう一つは、8ページのところで、先ほど市川委員からの御指摘もあったところですが、被収容者の適正な処遇、迅速な送還の実施というところで、視察委員会のことを触れられましたけれども、その視察委員会の役割は何なのだろうということですね。言い換えれば、被収容者の適正な処遇というところで生かされているのだろうかという点です。これまで、毎年視察委員会から報告や意見が出ていますが、それが果たして受け入れられて、被収容者処遇に生かされているのか。聞き及ぶところでは、収容の長期化ということもあり、いろいろなことが報道されたり、場合によっては不幸なことです。死亡案件まで発生する。また、収容場での事故も起きているというようなことで、出入国在留管理庁として大きな課題になるだろうと思います。基本計画の中でどう書くかはさておいて、御検討いただきたいと思います。

最後に、特定技能の関係で、出入国管理及び難民認定法7条1項2号の基準を定める省令一部改正案について、パブリックコメント等をとっておられると思いますが、その中で、告示の関係で、特定技能の在留資格に関して、退去強制令書の円滑な執行に協力しない外国政府等は除くといったような形で、告示をこれから出されようとしています。これは質問になりますが、イラン・イスラム共和国、トルコ共和国、この2か国を除くという形でこの告示が出ているのですけれども、なぜこの2か国を除くのかということについて、今後どのようにされるのかについて、何か見通し、あるいはお考えがあれば、お聞かせいただけるとありがたいです。

以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、今御質問がありましたので、どなたかお答えいただけますか。

○田中官房付 政省令につきまして御質問いただきました。

委員御指摘のとおりの上陸基準省令に設ける条文を検討しております。経緯から申し上げますと、昨年末に閣議決定されました特定技能の基本方針の中に、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の中におきまして、被送還者の自国民引き取り義務を適切に履行していない国からの受け入れは行わないということが明記されまして、これが閣議決定されました。

これを受けまして、現在検討中の上陸基準省令の中に、委員御指摘の退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府などが発効した旅券を所持していることというような内容の条文を設けまして、その基本方針を法令上担保しようとした次第であります。

さらに、その具体的な国名を明らかにする告示、これも別途パブリックコメントに付しておりますので、その中で、御指摘のとおりトルコ共和国とイラン・イスラム共和国については、退去強制令書の円滑な執行に現時点で協力いただけていないというところで、明記させていただいているところでございます。

イラン、トルコの実質的な点につきましては、警備課からフォローしていただきます。

○田中座長 お願いいたします。

○宮尾警備課長 警備課長にこのたび着任をしました宮尾でございます。御指導、御支援

を賜ればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

座って御説明をさせていただきます。

イラン、トルコの実情でございますが、イランについては、我が国が退去強制令書を発付し、退去強制と決定したにもかかわらず、自国の憲法等を理由に、今のところ全く身柄の引き取りには応じていただけないような状況でございます。

トルコにつきましては、現に有効な旅券をお持ちの方であれば引き取ってはいただけるのですが、仮に旅券をお持ちでないであるとか、旅券の有効期限が失効しているような方については、今のところ一人も身柄を引き取っていただけないような状況でございます。その上で送還を忌避している方、昨年12月に退去強制の部分で一部御説明があったかと思いますが、現時点でトルコの方が国籍別では第1位でございます。

また、イランの方についても、国籍別では第3位ということで、非常に多数を占めている中であって、身柄引き取りに応じていただけないような現状にあるというような状況でございます。こういうことを踏まえまして、告示のような記載となっているところでございます。

○田中座長 ということですがけれども、御説明いただいたということによろしいでございますか。

その他、何かございますか。

私からの質問は、この基本計画は、外国語版というのはどんなようになるのでしょうか。

○福原企画室長兼出入国管理情報官 基本計画につきましては、毎回外国語版を作りまして、配布等させていただきますので、今回につきましても外国語版を作成する予定としてございます。

○田中座長 分かりました。ただ、先ほどいただいたスケジュールもありますので、取りあえずはとにかく日本語版をできる限りよいものにしていただくということだろうと了解しております。

それから、改正入管法も2年ぐらいでいろいろ見直しをするということもあるので、この基本計画の中にも、その見直しを見据えたような記述ぶりというのが必要ではないかなと私も思っております。委員から大変よい意見がいろいろ出されておりますので、是非取り入れていただければと思います。特に、他省庁との密接な連携、あるいは他省庁が持っている課題も、この出入国在留管理に関することであればできる限り取り入れて、外国人の方やこういう問題に関心のある日本人の人たちが、基本計画を読めば日本政府として何を重視してどういうことをやろうとしているのかというのが包括的に分かるという内容に是非していただけるとありがたいと思っております。

特にその面でいいますと、共生社会実現のためという辺りの項目のところには、まだまだ今の骨子案だと日本語とか具体的なものが余り出ていないような感じがしますが、私は個人的には基本計画は余り具体的なことになるとうまいとは思いますが、それでも今回のように新しい政策を実施していくときには、基本計画の中にできる限り具体的な政策も、例示的でもよいので並べていただけると、より分かりやすくなるかと思っております。それから、先ほど言った見直しとかの面も考え、それから流動的な面も考えますと、決まっていなくともこういうのは検討しなければいけないという検討課題について

ても、基本計画の中でできる限り列挙していただけないかなと思っております。

委員の皆様方には、先ほど御説明がありましたように、取りあえずは3月5日までに更なる御提案があれば、あるいは修文なり、ここを直したらいいというような点があれば、追加条項を含めて出していただければよろしいと思います。それからまた、パブリックコメントをやっている最中でも、最終案までには委員の皆様方からの御意見を反映できるものをできる限り取り入れていきたいというのが当局の御意向だと私は理解しておりますので、是非そのように進めていただければと思います。

あとは、基本計画ではありませんけれども、4月になると、内外メディアの関心はとも高くなると思われまますので、その面についても是非十分配慮いただくなり、準備していただく必要があろうかと思っております。

ということで、委員からの御意見は出ましたけれども、局長、何か御発言ございますか。

○佐々木入国管理局長 様々な貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございました。

多くの先生方に御指摘をいただきましたように、今回のこの新しい基本計画の一番の目玉は、恐らく入管にとって新しい使命と申しますか、ミッションになった共生部分だと思えます。これは、この基本計画の書き方のみならず、冒頭に御説明申し上げました入管行政として、新設される出入国在留管理庁の仕事としてこの共生施策の推進、多文化共生社会の実現の推進という新たな仕事加わりました。

今まで管理をやってきた入管にそんなことができるのかという御指摘は多々いただいていたのではありますけれども、このように進むと決まった以上は、入管としてこの使命を、手探りの部分もありながら、進めていくという覚悟でございます。

それから、もう一つは、またこれも御議論いただきたいとは思いますが、基本計画の中で、外国人の受入れをこれからどうしていくのかというところの、この基本計画での宣言の仕方も一つのポイントかなと思っております。もとより、今回の特定技能を進めていく中で、日本社会の中にいろいろな変化が起きてきて、それを踏まえてまた次のことは考えるというのが正しいやり方なのかもしれませんけれども、恐らく日本社会、あるいは内外の社会において、今回日本が打ち出した施策のその次に何が来るのかという関心もまたきっと高いのではないかなと思っております。その辺りの書きぶりも先生方の御示唆をいただきながら考えていきたいと思っております。

昨年来、いろいろな御報告が後ろになってしまったり、あるいはいろいろな御検討を短時間の間をお願いをしたりという、いろいろ失礼もあつたのではございますけれども、恐らく昨年来のこの流れというのは時代の要請でもあり、また入管ということではなく、日本社会の変化のいろいろなことのトランジションの一部ということだと思っておりますので、それに付いていきつつ、本当は半歩ぐらい先に進むべきかもしれませんけれども、各方面の皆様と御相談をさせていただきながら進めていきたいと思っておりますので、引き続きの御指導をよろしくお願い申し上げます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

4 今後の予定等について

○田中座長 それでは、これからのことについて事務局から説明をお願いします。

○事務局 まず事務局から1点、おわび申し上げたい点がございます。

本日お配りした資料の中に、前回の政策懇談会でお配りした総合的対応策の概要と、あと本文についてお配りしておりますが、こちらの概要の右肩に記載しております総額につきまして、以前の資料では224億円と書かれておりましたが、積算の数値では誤りということが判明いたしまして、今、正しい数値の総額211億円という資料を改めて配付させていただきました。大変申し訳ございませんでした。

続きまして、次回の開催予定でございますけれども、第15回会合につきましては、今後日程調整をさせていただきますけれども、本年の5月ころを開催予定としております。議題につきましてはまた追ってこちらから御連絡を差し上げたいと思っております。

先ほど座長からもお話ありました基本計画の骨子案につきましての御意見ですけれども、3月5日までに、任意の様式で構いませんので、事務局までメール等で送っていただければと思っております。

事務局からは以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

5 閉 会

○田中座長 それでは、これをもちまして、第7次出入国管理政策懇談会第14回会合を終了いたします。

どうもありがとうございました。

—了—